

業務委託仕様書

1 業務名称

令和 2 年度大阪市都市農業振興事業（農業セミナー）業務委託

2 業務の目的

新鮮な農産物の供給とともに、都市農業の有する多様な機能を的確に発揮することにより、本市農業の安定的な継続と良好な都市環境の形成を目的とし、都市農業振興基本法に基づき、平成 30 年 6 月に大阪市都市農業振興基本計画（以下、「基本計画」という。）を策定し、今後の本市農業施策を推進するための計画として位置付けた。

都市農業の継続には、農業者個人の努力に加え、新鮮な市内産農産物の供給とともに、都市農業の有する農業体験・学習・交流の場の提供、防災、環境保全等の大都市にふさわしい機能の発揮など農地・農業に対する地域住民の理解が不可欠であり、地域社会に必要とされる農業の展開が求められる。

本事業は、基本計画に基づき実施するものであり、市内農業者が安定的な農業経営を継続するために、地域住民への農地・農業に対する理解醸成を図ることで市内農業の振興発展をめざす。

3 履行期間

令和 2 年 4 月 1 日（水）から令和 3 年 2 月 26 日（金）まで

4 履行場所

受注者が確保する場所（原則、大阪市内とする。）

5 業務内容

(1) 事業計画の策定

受注者は、「基本計画」及び本市が実施した市政モニターアンケートの結果を活用する等、地域住民の農地・農業に対する理解度や市内農業者の現状を把握及び分析を行ったうえで事業計画をたてること。

なお、本市から受注者に対し、必要に応じて市内農業者の情報を提供する。

※参考情報

- ・「大阪市都市農業振興基本計画」（平成 30 年 6 月策定）

<http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000442998.html>

- ・市政モニターアンケート「農地・農業の現状や課題について」（平成 29 年実施）

<http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000413247.html>

(2) 農業体験会の実施業務

(ア) 受講対象者及びねらい

市内在住者に対し、市内農地において身近に農業体験や学習、交流の場の提供を行うことで、都市農業の有する防災・環境保全等の大都市にふさわしい多面的機能

や、市内産農産物の新鮮さ、おいしさ、歴史等についての理解を深め、食育や地産地消、普及促進等を推進することで、本市における農地・農業に対する理解醸成を図ることができる内容とすること。

(イ) 実施時期

発注者と協議のうえ決定すること。

(ウ) 実施回数

農業体験会を2回実施すること。

(エ) 参加者数

定員30名程度で実施すること。

(オ) 実施場所

J A大阪市 営農促進センターにて実施すること。

(カ) 農業体験料

原則無料とすること。ただし、発注者と協議のうえ、実費相当を徴収しても構わないが、農業体験料収入は本委託業務の経費に充てること。

(キ) 会場使用料

受注者が負担することとする。

(ク) その他

自然災害等により農業体験の実施ができない場合は、実施を延期とし、速やかに別日程への変更手続きを行い、参加者に通知すること。なお、これに係る経費については、受注者が負担することとする。

(3) キックオフセミナーの実施

(ア) 受講対象者及びねらい

市内在住者が、都市における農地・農業の重要性など国において策定された都市農業振興基本計画に沿ったテーマの設定により、農地・農業について更に興味を深めることができる内容とすること。

(イ) 実施時期

発注者と協議のうえ決定すること。

(ウ) 実施回数

1回

(エ) 参加者数

定員100名程度で実施すること。

(オ) 実施場所

受注者において選定すること。

(カ) 受講料

原則無料とすること。ただし、発注者と協議のうえ、実費相当を徴収しても構わないが、受講料収入は本委託業務の経費に充てること。

(キ) 会場使用料

受注者が負担すること。

(ク) その他

- ・講師については、テーマに沿ってセミナーを実施できる者を手配すること。
- ・自然災害等によりセミナーの開催ができない場合は、開催を延期とし、すみやかに別日程への変更手続きを行い、参加希望者に通知すること。なお、これに係る経費については、受注者が負担することとする。

(4) セミナーの実施

(ア) 受講対象者及びねらい

市内在住者が、本市における農地・農業に対しての理解醸成を図ることができる内容とすること。

(イ) 実施時期

発注者と協議のうえ決定すること。

(ウ) 実施回数

3回実施すること。

(エ) 参加者数

定員30名程度で実施すること。

(オ) 実施場所

受注者において選定すること。

(カ) 受講料

原則無料とする。ただし、発注者と協議のうえ、実費相当を徴収しても構わないが、受講料収入は本委託業務の経費に充てること。

(キ) 会場使用料

受注者が負担すること。

(ク) その他

- ・講師については、テーマに沿って各セミナーを実施できる者を手配すること。
- ・自然災害等によりセミナーの開催ができない場合は、開催を延期とし、すみやかに別日程への変更手続きを行い、参加希望者に通知すること。なお、これに係る経費については、受注者が負担することとする。

(5) 募集・受付

ア 受注者は、当該業務における上記(2)の農業体験会、及び(3)、(4)の各セミナーの参加希望者の募集及び受付を行うこと。また、ホームページ、SNSの活用など、効果的な募集広報を行うこと。

イ 募集の際は、発注者と十分協議を行ったうえで、余裕をもって各対象者へ周知すること。

ウ パンフレット等の広報物の作成の際は、発注者と協議すること。本市広報媒体を活用する場合は、本市内部での調整に時間を要する場合があるため、早期に発注者へ相談すること。

エ 受注者は参加希望者から申込を受付け、参加者名簿を作成すること。

(6) 農業体験会及び各セミナーの運営

ア 受注者は農業体験会、及び各セミナーが円滑に実施できるよう準備を行うこと。講師の手配等（講師への謝礼金及び旅費を含む。）が必要な場合は、受注者において手続きを行い、資料等の準備も行うこと。

イ 受注者はアンケート用紙を作成し、各セミナーの終了後にアンケート調査を実施し、参加者の満足度調査を行うこと。

アンケート内容については、発注者と協議のうえ、調査項目を定めることとする。

ウ 受注者はアンケート結果についての効果検証を行ったうえで、発注者に報告すること。

6 業務委託料

(1) 委託料についての留意事項

業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(2) 費用負担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費（機材費、材料費、講師への謝礼金・旅費、会場使用料、資料作成費用等）は、全て契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

7 業務実施体制等

本仕様書に定める業務内容を踏まえ、業務を円滑に遂行するために必要な体制を整備すること。特に受注者の担当変更等の事態に迅速に対応できる体制を作ること。また、受注者の業務実施体制、連絡体制を予め書面により発注者に対して速やかに届け出て、その承諾を得ること。

なお、業務実施体制の変更等や、届け出た事項に変更が生じた場合には、変更後の内容について改めて書面により発注者に対して速やかに届け出て、その承諾を得ること。

8 その他

(1) 全体的な留意事項

ア 受注者は本業務の実施にあたっては、各種関係法令・条項等を遵守し、適正な運営に努めること。

イ 受注者は業務を遂行するにあたって不明な点がある場合は、その都度、発注者に協議したうえで対応すること。ただし、緊急性を伴う事象については、発注者との事前協議なく判断できるものとするが、事後に必ず発注者に報告し、発注者の指示を受けること。

ウ 受注者は、必要に応じて、事業の進捗状況等を発注者に報告すること。また、発注者から求めがある際は、その都度遅滞なく報告すること。

エ 受注者は事業の成果についてまとめた報告書を下記のとおり作成すること。

・紙2部（A4版、縦型、横書き左綴じ、簡易製本）

・データ（CD-R 1枚）

なお、報告書の内容については、本市ホームページ等で公開する場合もあるため、

関係者に事前に十分説明し、了承を得ておくこと。

(2) 個人情報の取扱い

ア 受注者が個人情報を取り扱う際は、大阪市個人情報保護条例を遵守すること。

イ 受注者は、契約の終了と同時に、発注者の指示に従い、得られた情報（個人情報を含む。）等を本市に引き渡したうえで廃棄しなければならない。

ウ 受注者は、本業務において知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。

(3) その他の条件

ア 受注者は、契約開始日から速やかに業務を開始できるように、準備を進めること。

なお、発注者は準備のために要する経費を負担しない。

イ 本業務における成果物は全て本市に帰属するものとし、無断で公表・譲渡・貸与、又は使用してはならない。

ウ 本業務にかかる記録として写真等の撮影にあたっては、本市ホームページ等で公開する必要があるため、関係者に事前に十分説明し、了承を得ておくこと。

エ 受注者は、本業務が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき大阪市が定めた「大阪市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。

公正な業務執行に関する特記仕様書

(職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「コンプライアンス条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、本契約について、コンプライアンス条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(大阪市経済戦略局企画総務部総務課)へ書面で報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、コンプライアンス条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(大阪市経済戦略局企画総務部総務課)へ書面で報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会がコンプライアンス条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、コンプライアンス条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又はコンプライアンス条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約(協定)を解除することができる。

一括再委託等の禁止に関する特記仕様書

- 1 業務委託契約書第 16 条に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- 4 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 5 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

個人情報に関する特記仕様書

本契約の個人情報に関する特記仕様を次のように定める。

(大阪市個人情報保護条例の遵守)

第1条 大阪市（以下「発注者」という。）と本契約を締結したもの（以下「受注者」という。）は、本契約の履行に際しては、市民の個人情報保護の重要性に鑑み大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）（以下条例という）の趣旨を踏まえ、条例の規定を遵守し、また、受注者の従事者にも条例の規定を遵守させなければならない。

(秘密の保持等)

第2条 受注者は、当該業務の履行上知り得た秘密を保持しなければならない。

2 受注者は、条例第2条に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）の漏えい、紛失、き損、改ざん等の防止をしなければならない。

(目的外利用の禁止)

第3条 受注者は、個人情報を当該業務の履行の目的以外に利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 受注者は、個人情報を第三者へ提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第5条 受注者は、個人情報を複写及び複製してはならない。

(報告義務)

第6条 受注者は、個人情報に関する業務の履行において事故が発生した場合、発注者に遅滞なく報告しなければならない。

(立入検査)

第7条 受注者は、発注者が個人情報の管理状況を確認する等立入検査が必要であると認めるときは、当該検査を受けなければならない。

(提供資料の返還義務)

第8条 受注者は、当該業務の履行のため発注者から提供を受けた資料は、発注者に返還しなければならない。

(発注者の解除権)

第9条 発注者は、受注者が本特記仕様書に記載された事項に違反した場合は、契約を解除することができる。

(損害賠償)

第10条 発注者は、受注者が本特記仕様書に記載された事項に違反し、損害があるときは、その損害の賠償を受注者に請求することができる。

(是正勧告)

第11条 発注者は、受注者が条例第15条第1項の規定に違反した場合は是正勧告を行い、勧告に従わない場合はその事実を公表することができる。